

新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり
推進協議会の委員の公募に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、附属機関等の委員の公募に関する指針に基づき、新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会の委員の公募について、必要な事項を定める。

(公募定数)

第2条 公募委員の定数は、2人以内とする。

(応募資格)

第3条 公募により委員に応募できる者は、委嘱予定日時点で次の各号全てに該当する者とする。

- (1) 本市に在住し、又は通勤し、若しくは通学している満18歳以上の者
- (2) 本市職員及び本市議会議員ではない者
- (3) 本市が設置する附属機関等の委員ではない者

(応募方法)

第4条 応募者は、住所、氏名、生年月日、性別、電話番号(昼間連絡先)を記載したものに小論文を添えて、郵送、ファックス、E-mail等により応募するものとする。

(選考委員会)

第5条 公募委員を選考するため、「新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会公募委員選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置する。

2 選考委員会の構成員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 市民生活部長、市民生活課長
- (2) 新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会委員のうち、市民生活部長が指名する3名

(選考方法)

第6条 公募委員の選考は、選考委員会において小論文を審査し、委員の合議により行う。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年12月22日から施行する。